

常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和7年3月17日(月) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名

1番	村上祥平君	2番	虫明弘雄君
3番	長沢正君	4番	佐藤周君
5番	杉本一彦君	6番	四宮和彦君
7番	田久保真紀君		

○出席議員 11名

議長	中島弘道君	副議長	青木敬博君
議員	犬飼このり君	議員	重岡秀子君
〃	河島紀美恵君	〃	杉本憲也君
〃	鈴木絢子君	〃	竹本力哉君
〃	篠原峰子君	〃	大川勝弘君
〃	宮崎雅薫君		

○説明のため出席した者 30名

副市長	中村一人君
〃	岸弘美君
企画部長	西川豪紀君
企画部企画課長	菊地貴臣君
同秘書広報課長	山下明子君
同職員課長	小澤剛君
同デジタル政策課長	小林和昭君
理事	杉山貴光君
危機管理部長兼危機管理監	稲葉祐人君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉崎恭之君
総務部長	木村光男君
総務部次長兼課税課長	小川直克君
同庶務課長	鈴木康之君
同財政課長	肥田光弘君
同資産経営課長	久津間知治君

同 収 納 課 長	大 川 雄 司 君
市 民 部 長	萩 原 智 世 子 君
市 民 部 市 民 課 長	近 藤 通 明 君
同 環 境 課 長	草 嶋 耕 平 君
同 保 険 年 金 課 長	渡 辺 拓 哉 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部健康推進課長	大 川 貴 生 君
観 光 経 済 部 長	小 川 真 弘 君
建 設 部 長	近 持 剛 史 君
建設部次長兼建設課長	高 田 郁 雄 君
会計管理者兼会計課長	稲 葉 育 子 君
上 下 水 道 部 長	稲 葉 信 洋 君
教育委員会事務局教育部長	浜 野 義 則 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉 山 宏 生 君
監 査 委 員 事 務 局 長	福 田 由 里 亜 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 岡 勝	局長補佐 里 見 和 彦
係 長 福 王 雅 士	

○会議に付した事件

- 1 市議第41号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 2 市議第43号 伊東市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 市議第44号 伊東市職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 4 市議第45号 伊東市職員退職等による給与金支給条例等を廃止する条例
- 5 市議第48号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 6 市議第50号 伊東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 7 市議第69号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 8 市議第61号 令和7年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算
- 9 市議第62号 令和7年度伊東市土地取得特別会計予算
- 10 市議第63号 令和7年度伊東市霊園事業特別会計予算
- 11 市議第65号 令和7年度伊東市後期高齢者医療特別会計予算
- 12 令和7年度における常任総務委員会所管事務調査の継続調査について

○会議の経過概要

○委員長（佐藤 周君）開会する。

○委員長（佐藤 周君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないよう願う。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えるよう協力を願う。

○委員長（佐藤 周君）日程第1、市議第41号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）1点だけ聞きたい。議案の3ページ、経過措置や例外規定ということで附則があるが、附則の第3条で挙げられているケースについて、条文を読むと、いかにも官僚がつくった文章という感じで、何が言いたいのか全然分からない感じがする。これに該当する場合とは具体的にどういう場合が想定されるのか伺いたい。

○職員課長（小澤 剛君）今回の刑法の改正により影響のある条例については、本改正条例として審査いただいている条例で網羅されるため、今現在、具体的に本附則の規定を適用するような場合がない状況である。今後、そういう状況が出た際に影響するというので附則を規定している状況である。

○6番（四宮和彦君）要するに、当局側もこれに該当する具体例は持ち合わせていないという話かと思うが、現行条例下でこれが適用される事例が存在しないといたら、将来的にこれに抵触するような条例が制定される可能性はない気がするが、それはあり得るのか。

○庶務課長（鈴木康之君）今後の条例の改正において、本条例の改正前の条例などを改正対象として、本附則に規定する経過措置が適用される場合も想定したことから附則において当該の経過措置を設けたということは先ほども職員課長から説明があった。今回の改正に当たっては、刑法等の改正に伴うものとして改正案が国から示されている。その案においても網羅的に条例において対応できるよう附則が設けられている。特に附則に規定する場合が生じたときに適正に対応できるよう、また、刑罰法的主義の観点からも必要であると考え、本条例に規定したと

ころになる。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第41号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第2、市議第43号 伊東市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）本会議でも、ある程度引上げの理由等についての説明はあったかと思うが、引上げの理由としては、物価高騰や職責に見合う報酬水準等、いわゆる報酬等審議会による引上げ答申の妥当性を総合的に判断した結果という旨の答弁であったかと思う。ただ、物価高騰への配慮ということであれば、副市長、教育長だけが物価高騰の影響を受けているわけではないし、ほかの特別職が据置きになっている中、果たして両職だけを引き上げる理由になるのだろうかという疑問が出てくる。また、職責に応じた報酬額とするという観点から見た場合、報酬等審議会の答申では、令和4年時点での県内市町及び県外類似団体との比較では、両職は平均給与額を上回っていて、現在もその状況は変わっていないと指摘しているわけである。つまり、物価高騰や職責に見合う報酬水準にするというのは、両職だけ報酬を引き上げる根拠としては少し希薄である気がしないでもない。

報酬等審議会が、両職の報酬引上げ答申の根拠としているのは、私が読んだところでは、市の財政状況が改善しつつあるということと、平成28年10月の改定以来、両職の報酬が8年間改定されていないこと、また、一般職については、人事院勧告に従って改定が行われてきていることとのバランスを考えなければいけないのだろうと、その3点が主な理由になっていると思われるわけである。そうすると、県内市町や県外類似団体との比較で決して低い水準にあるわけではないと判断される報酬額をさらに引き上げてしまうと、またこの比較団体との差が開くことになってしまうだろうと思う。だとすると、今回引き上げるべきであると当局側とし

ても判断した決定的な根拠は一体どこにあるのかということだけ確認しておきたい。

○職員課長（小澤 剛君）今、委員が言うとおりの、全国平均、類似団体と比べると遜色がない中で、答申の中では、副市長及び教育長は近年改定がなかった中で、去年は議員、市長については報酬増を行ったというところに鑑み、今回は副市長、教育長のみという形になった。それと、なぜ上げるのかということは、本来ならば、特別職の報酬は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであると決まっているので、一般職のように生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定されるものではないということを踏まえる中で、社会情勢の動向や職に対する対価が一番で、先ほど言われたように財政状況の好転というところで、1つ審議いただき評価されたものだと思っている。その全体的な部分や、市民に理解いただけるかなどを総合的に判断し、この報酬額としての改定が妥当ではないかと判断し、改正条例を上程したところである。

○6番（四宮和彦君）私はこれだというものを聞いたかったわけであるが、1つには、副市長にしても、教育長にしても、職務としての重責性というものがあるのだろうと思う。その上で、特に副市長、行政職ということでいえば、本市の今の財政状況の改善に非常に大きな貢献をしてきたというのがあるのかということを知りたいわけなので、その辺のところをどのように評価してきたのか答えていただきたい。ただ、課長が答えるレベルの話ではないのではないかと気がするが、副市長本人が答えるのもまたおかしな話になってしまうが、誰が答えるか難しい問題はあろうかとは思いますが、その辺をもう少し明快に答えていただきたいが、いかがか。

○企画部長（西川豪紀君）確かにいろいろな理由がある中で、今回上程したところであるが、やはり委員が言うとおりの、今般、市の財政状況がここまで好転してきた実績があり、なおかつ、そういったところの陣頭指揮を副市長自らが執ったというところは非常に大きな功績であると認識しているため、そういうところも加味したところである。

○7番（田久保眞紀君）答申についての中身は了承している。また、今の四宮委員への答弁は参考になった。

そこでだが、今回、R - s h i pの経営破綻について、市に法的責任があったかないかは別として、あと市の不祥事ではないことも置いておいてであるが、市民感情としては、そういった不祥事のようなものがあり、例えばこれに対処して行くという方針、公的なコメントがしっかり出ていない中で、市の幹部の報酬アップが表明されるのはどうなんだと思われると思うが、時期の妥当性について、こういう報酬アップをする前に市として公式なコメントを出して対応策を出すという検討はなかったのか。

○観光経済部長（小川真弘君）R - s h i pの経営破綻の話なので私が答えるが、まだ破産管財人とやり取りをしている中で、具体的な情報が全てつかめていない中で、公式なコメントを出すのは難しいという部分と、責任問題と言われると、今問題になっているのは賛助会員費の問

題であったり委託費が適正かどうかという部分で、あくまで事務方の責任であるので、あえて今の状況で言えば、観光経済部長である私の責任が重いと考えている。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○7番（田久保眞紀君）先ほど観光経済部長から説明があり、納得するところはあるが、市に責任があるかどうかは別として、市の事業を請け負っていることで、市が主催する事業以外の事業やイベントでの信用を得てR－s h i pが業務を行っていたということに関して、具体的に何ができるか検討中であるといったコメントであったり、そこに対しての謝罪は非常に難しいとは思いますが、公的なコメントが出ないまま市の幹部の報酬を引き上げることに対しては、市民感情として納得がいかないと思う方もいると思う。私は、今回、報酬引上げ自体に反対するわけではないが、やはり時期がどうなのかということで反対する。

○委員長（佐藤 周君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第43号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第3、市議第44号 伊東市職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）まず、議案35ページの文言について聞きたいが、第7条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改めるという一文があるが、安定した職業とはどういうふう
に定義されるものなのか。

○職員課長（小澤 剛君）安定した職業に就いた者とは、厚生労働省令で1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就くこと、または自分で事業を始める中で当該管轄の公共職業安定所所長が1年間継続できると認めた者、この2点が安定した職業に就いた者とみなされることになっている。

○6番（四宮和彦君）もう1点、議案参考書35ページの新旧対照表のところであるが、附則の

第21条の改正だが、もともと令和7年だったものを令和9年3月31日に拡大するわけであるが、拡大をする意図はどの辺にあるのか伺いたい。

○職員課長（小澤 剛君）市職員の退職金と失業保険給付を比較して支給するという条例の中で、失業期間中に基本手当というものがあるが、その手当の中に地域延長給付という暫定措置的なものがある。これは地域によって、就職が困難な場所については基本給付プラスアルファでもらえる。ただ、全国的にも毎年10件ないぐらいなのでほぼないが、一応制度上それが給付できる暫定措置の期間が2年間延長されたことに伴い、該当者の年数も2年延長したところである。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第44号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第4、市議第45号 伊東市職員退職等による給与金支給条例等を廃止する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）退職等による給与金の受給者がいなくなったので、関連する条例を廃止するという説明だったかと思うが、そもそも給与金という言葉自体が聞き慣れない言葉で、この給与金の受給者というのは一体どういう人たちのことを言うのか伺いたい。

○職員課長（小澤 剛君）俗に恩給とよく言われているもので、今の地方公共団体の共済制度が始まる前、年金制度が始まる前の制度である。この共済制度等が始まる以前に退職した人に対する年金みたいな形である。今回の場合は、その年金受給者は既に亡くなっており、遺族となる奥様に遺族扶助料という形で年金支給が続いていたが、この奥様が今年度中にお亡くなりになり、本市の場合はこの方が最後の1人であったので、これ以降該当する者はいないということで、今回、条例の廃止を行う。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第45号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第5、市議第48号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）主に国民健康保険税の税率引上げを内容とする条例改正で、その方向性を決めたのは国や県の責任であるから、市に対して質疑をするのも少し申し訳ない気もしなくはないが、なかなか納得し難いのが、議場での説明にもあった自治体の医療費水準を配慮しない納付金ベースの統一という部分で、説明では、本市は医療費水準が低くて、納付金も低く抑えられてきたということだったかと思うが、今後は、それほど医療費は使っていないのに納付金だけはたくさん取られる懸念が生じてくるわけであるが、納付金が医療費水準に見合う程度にしっかりと収まることになるのか。

○保険年金課長（渡辺拓哉君）なかなか難しいところではある。本市は、医療費水準はもともと低いですが、市民の皆さんが病院を多く使うかどうか、また、医療費が多くかかるかどうか、それは病気の内容も関わってくるので予測がつかない。

○6番（四宮和彦君）医療費水準を上回る納付金を納めなければいけないという話になったら、それはいかななものか、損をしてしまうという話になりかねないのではないかという気がする。そもそも県内で納付金ベースの統一を図るといっても、医療に関して言うと、県内でも医師数や医療水準などの偏在があり、特に伊豆地区は、医師、医療機関が質、量ともに相対的に低いと言われている中で、こういった税率改定がなされることになると、本市の納付金がほかの自治体の医療費として使われるのではないかという疑いも出てきてしまうわけである。納付金ベースの統一は、各自治体間で差のある保険税額を平準化する意図があると思うわけであるが、そうなると、全ての自治体で保険税率が上がるわけではなくて、引き下げられるところもあり得るかと思うが、その点はどうなのか。あるいは、引き下げられないまでも医療水準が高いに

もかわらず納付金が相対的に低く抑えられるといった自治体はあり得るのか。

- 保険年金課長**（渡辺拓哉君）引下げになるところがあるかどうかであるが、これはある。医療費水準は各市町でばらばらであるので、それを統一しようということもあるので、その中で、引上げになるところと引下げになるところと両方がある。あと、医師偏在等の医療に関することであるが、保険料の統一を目指すという目的である中で、同じ医療給付体制にはないというところは、国、県も承知しているので、その辺も改善されていくものだと思う。
- 6番**（四宮和彦君）今説明のあった、下げる自治体もあるという話だと、本市の上がった分がそちら側にいつてしまっているのではないのかということになると思う。伊東市民は医療を受けずに一生懸命頑張ってきているのに、お金だけ取られているのではないかという話になりかねないと思う。国や県が納付金ベースの統一のための算定に際し、なぜ医療費水準を配慮しないことにしたのかは1つ謎な部分なわけである。保険財源の安定化のためといっても、医療給付費が少ない自治体の納付金も低くなるのが本来だったら当然のはずであって、これでは医療費を使っていない被保険者いじめにしか見えないわけである。収入も上がらず、インフレにさらされているこのタイミングで税率改定をする意図がどの辺にあるのか。
- 保険年金課長**（渡辺拓哉君）委員が言うとおりの、本市の医療費水準が低いという効果が発揮されていないということで、そういう側面もあるが、県からは、繰入金増額ということで、そちらが増額になるということで補填されていく。
- 6番**（四宮和彦君）令和11年度までに、静岡県の場合は納付金ベースの統一を図るという計画であるような話だったかと思うが、今後も納付金算定に際し、自治体ごとの医療費水準が配慮されないままいつてしまうのか。例えば納付金ベースの統一という部分では配慮されないまでも、先ほど課長が言ったように、県側がその部分を補填する形で交付金を出すなど、その辺のところ、今後、医療費水準の考慮については一切なされないのか。
- 保険年金課長**（渡辺拓哉君）医療費水準の関係については、影響をなくしていくことが決まっているので、この辺はもう避けられないと思う。ただ、先ほども申し上げたように、国や県が今後、医療費水準を加味しない計算に対する新たなインセンティブも設けられる予定となっている。
- 6番**（四宮和彦君）やはりその部分が一番重要なのだろうと思う。端的に言って、医療費水準が低いのになぜ納付金上がるのかというところが一番理不尽な部分なのだろうと思う。だとしたら、その部分がしっかりと手当てされるべきであるということ、自治体側から県や国に対して働きかけていくことが非常に重要になってくるのだろうと思う。その辺のことだけ願います。
- 委員長**（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第48号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第6、市議第50号 伊東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）勤務年数に関して、31年以上のものが追加されてくる内容の改正だと思うが、現状、勤務年数が31年以上になる消防団員はどれぐらいいるのか。また、31年以上、非常に長期にわたる勤務年数を持つ人たちが、現行の消防団において、方面隊や分団にどのように分布しているのか、その辺の概要について教えていただきたい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）委員が言うとおりに、今回、在団年数が31年以上の者に影響する改正になるが、現時点で退職金の算定上30年を超える団員は、本市には存在していない。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第50号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第7、市議第69号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を

改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

- 6 番（四宮和彦君）大まかに言うと、補償基礎額を増額改定とする条例改正であると思うが、改定後の 9, 7 0 0 円というのは、いわゆる普通の勤務をしている人の日当相当額程度の金額、その辺が基準になっているかと思う。公務災害に対して 9, 7 0 0 円から 1 万 4, 5 0 0 円という金額の範囲だが、これは一時金として、1 回のみ支払う金額になるのか。
- 危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）今回改正の補償基礎額というのは、1 回払って終わりということではなくて、例えば遺族年金を計算するとき、この金額掛ける 2 0 1 倍という形で 1 年間の金額を出す、その基礎になる金額と認識している。
- 6 番（四宮和彦君）そうすると、この金額に何らかの係数が掛けられて、それに何日とか、何年とかという計算になるのか。もし計算式が具体的にあるのなら、その辺を提示いただきたい。
- 危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）遺族年金として計算した場合の一例としてお答えさせていただく。例えば遺族年金の場合、1 0 年未満の団員の方で、遺族が妻と小学生の子供の 2 人だった場合のケースでは 9, 7 0 0 円で、改正後の金額は扶養親族 1 人に対して 1 0 0 円が加算され、また、子供 1 人に対しては 3 8 3 円が加算され、1 万 1 8 3 円に 2 0 1 倍を掛けると全額で 2 0 4 万 6, 7 8 3 円となる。これが遺族年金として遺族に支払われるものと認識している。
- 6 番（四宮和彦君）2 0 1 倍というのは、どういうケースなのか。
- 危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）国の基準に合わせているが、この辺の細かいところは消防団に対する公務災害補償条例に定められている。
- 6 番（四宮和彦君）確かに今のモデルケースだと年間で二百数万円の遺族年金が遺族のいる限り、子供は大きくなるとそこから抜ける計算になるのかもしれないが、それが継続的に支払われるのは妥当な水準という気がする。もし火災とか災害に巻き込まれて消防団員自身が亡くなった場合に、死亡に対する補償や補填は今のケースの場合幾らになるのか。
- 危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）この条例の中では、亡くなった方に対しての補償はない。ただ、任意の福祉共済に加入をしている。こちらでは公務で亡くなった場合、弔慰金として 2, 3 0 0 万円が支払われる。
- 6 番（四宮和彦君）この条例そのものではないが、本市の場合、そのほか消防賞じゅつ金とか殉職者特別賞じゅつ金があり、最大で 3, 0 0 0 万円まで支給することができるという規定である。できる規定ということは、それが必ず支払われるのではなく払われない場合もあり得る。そうすると、まとまった補償額に関しては、共済側から出ている 2, 3 0 0 万円、あとは家族がいる場合には遺族年金という形になる。その辺が金額として生命に関わる勤務をしている人

に対しては安いのではないかという気がする。この辺の基準としては、この金額が国としても、この程度で消防団はいいのだというような考え方なのか。あまりにもボランティア頼み過ぎるような気がする。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）そこら辺の金額が多いか少ないかは、国のほうで議論されているというのを私は聞いたことがないが、あくまでも本市のこの条例は国の基準に沿って考えているので、今回も国の基準に合わせて増額した。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第69号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第8、市議第61号 令和7年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）事項別明細書17ページの療養給付費について伺いたい。まず、国保の予算総額全体で81億9,300万円と大きい金額がある。このうち療養給付金は48億円で、全体のおよそ6割を占めている。この48億円の使い道を伺いたい。診察や治療という医療機関における医療行為で給付される部分と、処方薬とか薬剤費として給付されるものは、それぞれどのような金額割合になるのか分かるか。

○保険年金課長（渡辺拓哉君）大変申し訳ない。その数字は今持っていない。

○6番（四宮和彦君）今のいろいろな医療費の問題で重要な部分になると思う。点数制度で医師の給料が十分に確保されていない一方で、薬が多く処方される、やたら湿布薬をいっぱいくれるなどということがある。この辺の給付額は1くりに48億円ということで済ませるのではなく、何に幾らずつなのかという内訳を精査していくべきではないか。これは後ほど確認させていただきたい。

事項別明細書20ページの高額療養費で、国保全体での被保険者数の減少に伴い、こちらも

対前年度比で減額されるという話だったかと思うが、全額が国県支出金を財源という点を考慮すると、予算編成を疑うわけではないが、厚生労働省の見込みに基づいたものなのではないのかという気もする。凍結はされたが、高額療養費の被保険者負担増を見込んだ予算となっていないか確認で伺う。

- 保険年金課長**（渡辺拓哉君）その辺、予算編成時にそういった話は見込んでいない。
- 6番**（四宮和彦君）念のために聞くが、妥当な金額で予算編成はしている、急に足りなくなることはない、今後大幅な補正をかけなければならない事態はまずないと考えていいのか。
- 保険年金課長**（渡辺拓哉君）今のところ恐らくない。
- 委員長**（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。
これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。
これより採決する。市議第61号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

- 委員長**（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

-
- 委員長**（佐藤 周君）日程第9、市議第62号 令和7年度伊東市土地取得特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

- 6番**（四宮和彦君）事項別明細書8ページの土地開発基金費について伺う。土地開発基金の預金利子を繰り出すものだったということであったが、普通預金の利子で33万1,000円つくのは結構大きな金額の預金がある気がするが、現在の土地開発基金の積立総額、現在高は幾らか。
- 財政課長**（肥田光弘君）令和6年度末の見込み額として、33万円を積立てた後の残高になるが、1億1,021万4,457円である。
- 6番**（四宮和彦君）この土地開発基金については、土地開発基金条例に基づいて設置されているものだと思うが、同条例の第2条第1項では、基金の額は6,300万円とすると定められている。これを超えての積立ても可能としているが、この6,300万円という中途半端な金額は何を基準として決められたのか。

- 財政課長**（肥田光弘君）今手元にこのときの根拠資料がないので、今は分からない。
- 6番**（四宮和彦君）根拠は別として、条例上、基金に6,300万円を超えて積み増していくことが可能であるとしても、それは際限なく積み上げていってもいいという話ではなく、土地開発に係る必要性に応じて必要な額を積み立てていくものだと思う。過去5年間を見ると、令和元年度から令和3年度までは、およそ1億5,400万円の基金額を維持していて、令和4年度にちょっと下がって1億2,372万3,000円、令和5年度が1億1,020万2,000円で、これは先ほどの答弁に近い金額になり、6年度もこういう形だと思う。ピーク時から比べると基金が取り崩されて減ってきているように思うが、この辺は、公共用地の取得の必要性が現在の本市で低くなってきていて、土地開発基金に積み立てる必要性があまりなくなってきているということなのか。今後の基金の在り方について、どういう方向に向かっていくのか。条例規定の6,300万円に向かって進んでいくのか、その辺の方向性としてはいかがか。
- 財政課長**（肥田光弘君）先ほどお答えした基金残高の1億1,000万円程度というのは現金で保有している部分である。その他に2億2,000万円ほど土地として持っている。土地開発基金は定額で運用していく基金になるので、おおむね3億3,000万円程度で全体を運用している状況となっている。
- 6番**（四宮和彦君）分かった。合わせて約3億3,000万円がキープされていくという方向に今後もあるということで理解した。土地で持っていたら、それを処分しない限りお金にならなくて、それがずっと続いていくと思う。
- 次に公債費について伺いたい。地方債元金償還金及び利子が計上されているが、この償還は財源が一般会計からの繰入れによるものになっているようだが、これら償還の費用は、例えば土地開発基金から繰り出して充当するものではないのか。一般財源から引っ張ってきているが、なぜか。
- 財政課長**（肥田光弘君）これは公共用地等先行取得債になるので、起債は一般会計からの繰入金で全て賄っている。土地開発基金については、起債の償還に使うような運用ではないので、全て一般会計で賄っている。
- 6番**（四宮和彦君）その辺が私にはよく理解できない。土地開発基金も公共用地の先行取得のための基金ではないのか。そうすると、この土地開発基金はいつ使うものなのか。
- 財政課長**（肥田光弘君）基本的に土地開発基金で購入している土地は、公共用地の先行取得で取得した土地となっている。その土地に関しては、先行取得なので、事業用地になる場合には一般会計で買い戻して使用することになる。土地開発基金で購入した土地は、一般会計で買い戻して最終的には現金になって基金に戻る。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第62号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第10、市議第63号 令和7年度伊東市霊園事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）事項別明細書10ページ、霊園建設事業費について伺う。議場では、霊園整備の第3期計画に基づく排水施設改修工事と経年により手入れが必要となった芝生墓所の整備という説明があった。どちらも既存施設のメンテナンス工事という印象を受けた。霊園整備の第3期計画は霊園の維持管理事業が中心の計画になるのか。計画の概要はどのようなものか。

○市民課長（近藤通明君）第3期計画は、基本的には駐車場やまだ整備していない未舗装道路、今回挙げた排水施設の整備計画となっている。

○6番（四宮和彦君）名称としては排水施設改修工事となっているので新設ではない。既存のものを改修するということだと思うが、今の説明だと、排水設備を新設していく計画みたいに聞こえたが、その辺はどうなっているのか。

○市民課長（近藤通明君）現在、仮設で設置のものを正規に整備することになる。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第63号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第11、市議第65号 令和7年度伊東市後期高齢者医療特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第65号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第12、令和7年度における常任総務委員会所管事務調査の継続調査についてを議題とする。

資料配付のため、暫時休憩する。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○委員長（佐藤 周君）休憩前に引き続き、会議を開く。

お諮りする。本委員会においては、1、行政運営及び財政運営に関すること、2、事務の近代化、合理化及び能率化に関すること、3、海外各都市との友好親善に関すること、4、特定の重要施設の企画立案など政策推進に関すること、5、戸籍住民記録の整備に関すること、6、消費生活対策、交通安全及び防災対策に関すること、7、環境保全、清掃行政に関すること、8、市営霊園に関すること、9、国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること、以上9件の所管事務について、令和7年度中継続調査を行うこととし、議長に申入れをしたい。

これにご異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐藤 周君）ご異議なしと認める。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）以上で日程全部を終了した。

7番 田久保委員は、市議第43号について少数意見を留保するか。

○7番（田久保眞紀君）留保する。

○委員長（佐藤 周君）委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

○委員長（佐藤 周君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○閉会日時 令和7年3月17日（月）午前10時50分（会議時間49分）

以上の記録を認める。

令和7年3月17日

委員長 佐藤 周